

スポーツランドみやざきPR動画制作業務委託仕様書

1 業務目的

スポーツランドみやざきの魅力を広く発信し、本県におけるスポーツ合宿・キャンプの誘客促進を図るため、屋外型トレーニングセンターを中心とした県内主要スポーツ施設のPR動画を制作するもの

2 業務概要

- (1) 実施主体 宮崎県
- (2) 契約者 宮崎県知事（宮崎県スポーツランド推進課）
- (3) 事業名 スポーツランドみやざきPR動画制作業務
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和7年2月28日まで

3 業務内容

- (1) 屋外型トレーニングセンターPR動画制作業務（3分程度）
 - ・撮影にドローンを使用するなど、施設の魅力が最大限伝わる構成にすること。
- (2) 県内スポーツ施設PR動画制作業務（5～6分程度）
 - ・県北、県南、県西、県央のバランスの取れた構成にすること。
 - ・野球場、サッカー場、体育館を中心とした構成にすること。
- (3) SNS広告動画制作業務（30秒～1分程度）
 - ・（1）、（2）について、それぞれSNS広告用のショートバージョンを制作すること。
 - ・制作した動画を以下のSNSで配信すること
 - ①Google 広告（バナー、YouTube）
 - ②Meta 広告（フェイスブック、インスタグラム）
 - ③リターゲティング広告
- (4) 特記事項
 - ・（1）～（3）について、それぞれ「日本語版」と「英語字幕版」を制作すること。
 - ・動画の制作にあたっては、広告ターゲットに対し訴求効果の高いPRができるよう工夫すること。（例：著名アスリートの出演、季節ごとの施設紹介等）
 - ・ターゲットは、国内外のプロ・アマチュアスポーツチーム及び旅行会社のほか、スポーツランドみやざきの推進にとって効果があると考えられる団体等とする。

4 事業終了後提出物

- (1) 成果報告書 2部（正本1部、副本1部）
- (2) 制作した動画全てを収めたDVD-ROM 4枚
 - ※ 編集可能な電子データにて提出すること。
 - ※ 最新のウイルスチェックを実施し、そのウイルスチェックを行ったソフト名、バージョン名、ウイルスチェック日をDVD-ROMに明記又は貼付すること。

5 支払方法

精算払

6 その他

- ・契約書及び本仕様書に定めのない事項において疑義が生じた場合には、スポーツランド推進課と協議の上、スポーツランド推進課の指示に従うものとする。

- 本業務にかかる撮影、編集、報告等の一切の経費（交通費、撮影経費等）は、全て事業費に含まれるものとする。
- 本業務で成果品として納品される動画の著作権、肖像権等の一切の権利は、スポーツランド推進課に帰属するものとする。なお、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾に係る費用は、事業費に含まれるものとする。
- その他、対象者、撮影対象エリア及び撮影手法など、全体を通じ実施した方が良い内容がある場合は、積極的に提案すること。
- 本業務で得られた情報について、スポーツランド推進課の許可なく流用してはならない。